

4月1日から 公共料金が変わります

市の使用料・手数料は、おおむね3年ごとに「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、受益者負担の公平性の観点から見直しの検討を行っており、一部の使用料・手数料が本年4月1日から改定となります。

また、消費税法等の改正に伴い、消費税が8%に引き上げられることから、その相当額を転嫁している使用料なども併せて値上げとなります。

定期的な見直し等によるもの

	施設名など・問合せ先	種別	単位	現行の金額	4月1日以降の金額
使用料	各小中学校(学校開放) スポーツ健康課 ☎72-6123	厚田区内の屋内体育館	1時間	400円	500円
		浜益区内の屋内体育館	1時間	300円	500円
		上記以外の屋内体育館	1時間	500円	600円
		グラウンド	1時間	無料	300円
	B&G海洋センター スポーツ健康課 ☎72-6123	プール	1回	100円	200円
	厚田スポーツセンター スポーツ健康課 ☎72-6123	プール	1回	100円	200円
	花川南コミセン 市民生活課 ☎72-3191	トレーニングルーム	1回	無料	100円
	斎場・火葬炉(死亡者が市外の方の場合) 環境課 ☎72-3240	満13歳以上の死体	1体	30,000円	35,000円
		満13歳未満の死体	1体	20,000円	25,000円
		埋葬された死体	1体	7,200円	8,000円
死胎1体、身体の一部			7,200円	8,000円	
道路占用料 管理課 ☎72-6122				平成24年以前の 北海道に準じた額	北海道の現行に 準じた額
手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 建設指導課 ☎72-3141	1件		—	5,000円 ～400,000円
	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 建設指導課 ☎72-3141	1件		—	2,500円 ～200,000円

※上記のほか、土地台帳または家屋台帳の複写、土地台帳または家屋台帳の閲覧の事務取り扱いがなくなります

消費税の引き上げによるもの

- ①水道料金
 - ②下水道使用料および個別排水処理施設使用料
 - ③行政財産目的外使用料
 - ④道路占用料
 - ⑤土地占用料(河川管理)
- ※③～⑤は消費税を外税として扱うものに限る

【水道料金と下水道使用料】

市民の皆さんの生活に最も身近な水道料金と下水道使用料について、値上げの時期や金額についてお知らせします。

税率適用(値上げ)の時期 平成26年5月検針分(4月使用分)から
※平成26年3月31日以前から継続して上下水道をご使用のお客様の平成26年4月検針分は旧税率(5%)となります

値上げによる増加額 水道メーター:口径13mm、1カ月の使用水量:14m³

消費税の3%引き上げ分が増額となります。なお、平均的な世帯における影響額は右の表のとおりです。

区分	税抜き金額	消費税5%のとき (4月検針分まで)	消費税8%のとき (5月検針分から)	5%と8%の ときの差額
水道料金	2,906円	3,051円	3,138円	+87円
下水道使用料	1,570円	1,648円	1,695円	+47円
合計	4,476円	4,699円	4,833円	+134円

問合せ ①②業務課 ☎72-3133 ③財政課 ☎72-3154 ④⑤管理課 ☎72-6122

4/1(火)
からは

病院へ行く？ 救急車を呼ぶ？ #7119 に電話を！

迷ったときは

※ダイヤル回線の方、つながらない場合は
☎011-272-7119 におかけください

市内の119番通報のうち、救急に関するものは昨年約2,300件*。その中には、軽いけがなど緊急性の低い通報もあります。安易に救急車を利用することは、本当に必要な人への救急医療の提供を遅らせてしまう恐れも…。

救急医療を正しく利用してもらうために、電話で医療相談ができる窓口が新設されます。

問合せ 保健推進課 ☎72-6124

※石狩北部地区消防事務組合災害出動統計(平成25年)より

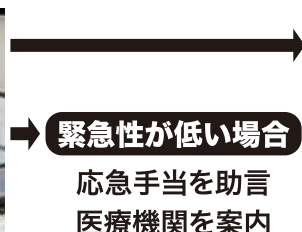
救急車を呼ぶべきか迷ったときの相談窓口 救急安心センターを開設します

救急安心センターは、急な病気やけがで、救急車を呼ぶか、医療機関を受診すべきか迷ったときに相談できる窓口です。受付員や看護師が症状に応じて、119番への転送や医療機関の受診案内、応急手当などの助言を行います。 ※札幌市にある「救急安心センターさっぽろ」を石狩市民が利用できることとなります

相談の流れ

救急車を呼ぶか、病院に行くか迷ったら「#7119」に電話

受付員が相談内容を確認。専門的な判断が必要なときには看護師につなぎます



緊急性が高い場合

緊急性が低い場合

応急手当を助言
医療機関を案内

119番へ転送

救急安心センター

Q & A

Q 緊急性が高いと思ったときも「#7119」に電話すればいいの？

A 「119番」に電話してください。「#7119」ではなく、「119番」に電話して救急車を呼んでください。緊急性が高いかどうか分からないときや迷ったときに「#7119」を利用しましょう。

Q 「#7119」へ電話をして、緊急性が高い症状だったらどうなるの？

A 救急車が出動します。緊急性が高いと判断された場合は、救急車が出動します。また、緊急性が高くない場合には、状態に応じていつでも病院に行った方がいいのかアドバイスします。

Q 今診察できる病院を教えてください？

A 診察可能な病院をご案内します。その時点で診察可能となっている病院をご案内します。ただし、急病の患者さんに対応中などで診察が受けられない場合もありますので、必ず事前に電話で確認してから病院に行ってください。

Q 病院でもらった薬の飲み方などは教えてください？

A お答えできません。「#7119」は病気やけがの緊急性の判断に関する相談と医療機関の案内を行っています。薬は診察結果に基づき処方されますので、救急安心センターではお答えすることはできません。